

アメリカ合衆国の最新勧告 (Global Maritime Advisory)

2020年5月14日にアメリカ合衆国はP&Iクラブなどの海上保険会社や船主、用船者などを含むさまざまな業界を対象としたGlobal Maritime Advisory（以下、勧告）を発表いたしました。勧告の原文は[こちら](#)からご覧いただけます。

本勧告は、シリアと北朝鮮に関するこれまでの勧告を更新または拡張するものです。本勧告は、アメリカ合衆国の制裁に違反する可能性のある取引を行うリスクがある事業や活動を行っている当事者に対し、アメリカ合衆国政府が期待する注意義務やその他の法令の遵守に関する活動の基準について詳細に説明しています。特に、イラン、シリア、北朝鮮を取り巻く制裁に適用され、アメリカ合衆国のみならず、アメリカ合衆国以外の企業にもお知らせするものです。

この勧告は、海事産業の以下の分野を対象としています。

- 海上保険会社
- 船籍登録管理者
- ポートステートコントロール当局
- 海運業界団体
- 商品取引業者、サプライヤー、ブローカー
- 金融機関
- 船舶所有者、運航者、用船者
- 船級協会
- 船長
- 船員配乗会社

この勧告でアメリカ合衆国政府は、海事産業が制裁違反に関与した場合にどのような基準で判断するかを示そうとしています。

これまでアメリカ合衆国は、海事産業が制裁対象国へ商品やサービスを提供する役割を果たしていることを批判してきました。また、過去に法令の遵守が不十分であった、あるいは意図的な制裁違反に関与していると判断した企業を公表する措置を行ってきました。このような措置は、企業に深刻な影響を及ぼす可能性があり、極端な場合には、事業の継続が妨げられる可能性があります。

アメリカ合衆国が期待する、海事産業における法令の遵守の実践とは何であるのかをこの勧告が明確にしようとしていることは、歓迎すべきものです。また、本勧告の対象となる海事産業は、複雑な国内および国際的な規制の対象となることが多く、これらの規制が互いに相反する要件を課す可能性があることと認識することも重要です。競争法、情報保護法、SOLAS条約などの国際条約の分野での相互抵触の解決については、本勧告では扱われていません。また、本勧告は違法行為の疑いがある契約の終了に関し、困難を生じさせる可能性があります。例えば、船舶所有者やP&Iクラブが自発的に第三者機関や組織、私人、公人に対して情報を開示しようとする際であっても、監督国や監督地域の当局からの指示がない限り、情報開示には注意を払うべきです。例えば、英国に拠点を置くP&Iクラブの場合、監督機関やその他当局または制裁を執行する機関が定めた規則に基づいて、入港した船舶に関する情報を開示するようクラブに指示するこ

とができます。一方で、P&Iクラブが自発的に情報を商業データベースへ報告することは、情報保護法や競争法の違反につながる可能性があります。

この度の勧告で特に注目すべきは、船舶のAIS機器の使用または誤使用に焦点を当てていることです。SOLAS条約にて許可されていない状況でAIS機器を停止することを含め、船舶に異常または不審な動きがないかどうか、通信を監視することの重要性に疑いの余地はありません。国際グループの全てのP&Iクラブは、現在、高リスク地域に入港する全船舶のAISを監視しており、最近、AISと船舶の監視に特化した特別回報を発行いたしました（[こちら](#)をご参照ください）。

アメリカ合衆国政府は、この勧告により、船舶所有者が自身または取引先が運航している船舶のAIS履歴が監視されていることの意味を理解することを期待しています。本勧告では、「第三者に用船されている船舶を含め、SOLAS条約に従ってAISが継続的に作動しており、改ざんされていないことを確認する。また、AISに加えてLRIT（長距離船舶監視）を使用して、3時間ごとにLRITを受信することを検討する。」ことが提案されています。LRITは旗国のみが利用できるシステムです。一般的には民間が入手できない情報ですので、海事産業にかかわる会社が本勧告を完全に遵守するには難しい問題があるでしょう。

また、本勧告では、全ての新しい顧客のAIS履歴を精査し、「SOLAS条約に従わないAIS履歴を持つ船舶との取引を拒否する」ことを提案しています。これらの要求を履行するために大きな負担をメンバーの皆様が負わされる立場に置かれる可能性があります。船舶のAIS送信は、船舶が航海している間、あるいは衛星が測位データを受信できないような密集した海域に入港している間には、しばしば

失われてしまいます。したがって、メンバーの皆様は、既存契約を解約、または新規事業から撤退する前に、独立したアドバイスを得るか、評判の良いAIS監視サービス提供者に相談することをお勧めします。

本勧告は、また、適切な顧客把握（KYC）と顧客の顧客把握（KYCC）を行う必要性に重点を置いています。多くの商品取引方法は顧客把握を複雑なものにしており、今後、多くの関係者の心配の種になるでしょう。

前述したように、アメリカ合衆国の一次および二次制裁規定への違反の結果は、深刻なものになる可能性があります。アメリカ合衆国が海事産業に対して、どのような基準で制裁違反と判断されるかについての勧告を提供しようとしていることは、歓迎すべきことです。しかし、現実的に入手や把握が困難な情報もあり、また既存の法的義務に反する場合も考えられるため、アメリカ合衆国は、海事産業が一部の要求を遵守することは難しいと気付くでしょう。

国際P&Iグループに加盟している全てクラブが、同様の内容のサーキュラーを発行しています。

スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・
アソシエーション・リミテッド